

令和6年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明
表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
医療政策課	緊急搬送コーディネーター事業委託	周産期救急患者の迅速かつ適切な受入先の確保・調整を行うコーディネーター事業	令和6年4月1日～令和7年3月31日 (第1四半期分)	大津赤十字病院	8,000,000	「総合周産期母子医療センター」として本県における周産期医療の拠点病院としての役割を担っており、必要なノウハウや体制を有し、本事業を円滑かつ効率的に運営できる者は大津赤十字病院以外にいないため。	2	3イ
医療福祉推進課	滋賀県介護のしごと未経験者入職支援モデル創出事業委託	入門的研修の広報・実施および職場体験の実施	令和6年11月6日～令和7年3月31日	株式会社スタッフサービス	7,477,800	入職に繋がる介護の入門的研修の実施モデルを作るためには、ターゲットの選定や広報の戦略、研修・職場体験への参加意欲や就労意欲の喚起ができる企画の立案において、民間企業のアイデアの活用や、専門的知識・ノウハウが必要であり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4